平成２３年（フ）第４４１０号
大阪府高槻市天神町２丁目19番６号
債務者　秋庭まゆみ（旧姓宮脇）
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４４１４号
大阪府東大阪市日下町１丁目２番６号303号
武藤妙子方
債務者　安藤菜津美（旧姓武藤）
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４４４１号
大阪市住吉区我孫子西２－８－20、住民票上の住所大阪府堺市西区北条町１丁33番８号
債務者　神邊　欣也
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４５１７号
大阪市平野区喜連西３丁目18番２－113号
債務者　小山　嘉朗
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４５２３号
大阪市東淀川区豊里７丁目15番８－306号
債務者　山本　廣志
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３９号
北海道網走郡美幌町字東町１丁目２番地の１
債務者　児玉　寛子
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２３年（フ）第２１８号
埼玉県比企郡嵐山町むさし台２丁目25番地４
アッシモコーポ105号室
債務者　山口　芳美
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第２１９号
埼玉県比企郡嵐山町むさし台２丁目25番地４
アッシモコーポ105号室
債務者　山口　　剛
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第２６８号
埼玉県本庄市朝日町１丁目６番13号　山田ハイツＡ204
債務者　嶋田　琢磨
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第４１９号
千葉市稲毛区宮野木町1152番地１　レグメスⅡ－103号
債務者　廣瀬　　香（旧姓木下）
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第５０５号
千葉市緑区あすみが丘３丁目53番地６
債務者　吉田　和意
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第６５６号
千葉県市川市稲越町506番地26
債務者　川原　里美
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第６６１号
千葉市花見川区検見川町５丁目2209番地16
ヒルズ検見川103号
債務者　高橋美由紀
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第６７６号
千葉県市川市市川３丁目25番３－303号　メゾンルミエール
債務者　熊澤　崇宏
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第６８３号
千葉県市川市福栄１丁目５番13号　カーサミワ203号
債務者　遠藤　暢寿
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第６８７号
千葉県船橋市大穴南５丁目24番12号　長沢荘201号
債務者　丹野　早苗
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第６９１号
千葉県船橋市西習志野２丁目７番３号　サンコーポならしの201号
債務者　紫葉メリージェンこと　シバメリージェンバリル
1　決定年月日時　平成23年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係